

よりインクルーシブな教育・研究環境に向けて ～特別支援教育における現状と課題～

2024年2月14日(水)

参議院文教科学委員会調査室 竹内 健太

0. はじめに

- 本スライドに記載事項のうち、事実に関する部分以外は、全て私個人の意見。
- 私が属する組織の見解を示すものではない。

0. はじめに

■ 報告書『インクルーシブなSTEM研究環境の構築』を拝読して抱いた感想

(1) 当事者が存在することの大きさ・意義

(2) 参議院文教科学委員会で質疑されてきた事項との関連の深さ

0. はじめに

(1) 当事者が存在することの大きさ・意義

➡ 参議院文教科学委員会の例①



0. はじめに

(1) 当事者が存在することの大きさ・意義

➡ 参議院文教科学委員会の例②



0. はじめに

(1) 当事者が存在することの大きさ・意義

⇒ 自分自身が持っていた「偏見」に気づき、反省
(でも、この経験は、自分自身を豊かにする貴重な経験でもあった)

0. はじめに

(2) 参議院文教科学委員会で質疑されてきた 事項との関連の深さ①

(例)

- ・ 研究におけるダイバーシティ確保
(理系における女子学生・女性研究者の割合を増やすべき)
- ・ インクルーシブ教育の重要性
- ・ 障害のある教員へのハラスメント対応

0. はじめに

(2) 参議院文教科学委員会で質疑されてきた事項との関連の深さ②

STEM研究に限定したものではないが、各委員の質疑の中にも、

- ・教育・研究におけるインクルージョンやダイバーシティの実現を求めるもの
- ・上記が実現されないことによる問題点を指摘するもの

がある

⇒報告書『インクルーシブなSTEM研究環境の構築』の問題意識とのつながり

本報告の目的

- 報告書で論じられているような、インクルーシブな「研究」環境を実現していくためには、その前段階として（or車の両輪として）、インクルーシブな「教育」を実現していく必要



- そこで本報告では、特に「教育」面に重点を置いて、よりインクルーシブな教育・研究環境の実現に向けた取組の現状と課題を整理

本報告の構成

- ➡ 0. はじめに
- ➡ 1. 総論（日本における特別支援教育の現状）
- ➡ 2. 入学（学びの場の決定）段階
 - （1）就学先の決定（小中学校段階）
 - （2）定員内不合格問題（高等学校段階）
 - （3）大学入試における実態
- ➡ 3. 在学（学びの場における）段階（※通常の学級を中心に）
 - （1）通常の学級における実情
 - （2）教職員関係
 - （3）学校施設のバリアフリー化
- ➡ 4. おわりに（私見）

1. 総論（日本における特別支援教育の現状）①

11

➡ 障害のある子供の学びの場に対する政府のスタンス

「障害のある子供の学びの場については、障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム（参考1）」の理念の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行っています。」（下線・強調は引用者（以下同じ））

「【参考1】 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（略）」

1. 総論（日本における特別支援教育の現状）②

12

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約148,600人 (※令和4年度) (平成24年度の約1.1倍)	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症・情緒障害 (約183,600人) 合計：約353,400人 (※令和4年度) (平成24年度の約2.1倍)	言語障害 (約43,600人) 自閉症 (約32,300人) 情緒障害 (約21,800人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,000人) 学習障害 (約30,600人) 注意欠陥多動性障害 (約33,800人) 肢体不自由 (約200人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約164,700人 (※令和2年度) (平成24年度の約2.3倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.9% (※令和4年度)	小学校：約250,300人 中学校：約 99,800人 義務教育段階の 全児童生徒の 3.7% (※令和4年度)	小学校：約140,300人 中学校：約 23,100人 高等学校：約 1,300人 (※令和2年度) 義務教育段階の 全児童生徒の 1.7%
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。 それぞれの児童生徒について個別的教育支援計画（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と個別の指導計画（一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：8.8%程度（小・中）、2.2%程度（高）の在籍率（令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づいたものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。）

3

（出所）通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（第9回）（令5.3.9）参考資料「基礎資料集」（以下「基礎資料集」という）

https://www.mext.go.jp/content/20230310-mxt_tokubetu02-000028150_6.pdf

1. 総論（日本における特別支援教育の現状）③

13

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

特別支援教育を受ける児童生徒数

(平成24年度) (令和4年度)

1,040万人 0.9倍 952万人

30.2万人 2.9% 59.9万人 6.3%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.6万人 0.6% 1.2倍 8.2万人 0.9%

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

16.4万人 1.6% 2.1倍 35.3万人 3.7%

通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.2万人 0.7% 2.3倍 16.3万人 1.7%

※平成24年度は公立のみ

2

※通級による指導を受ける児童生徒数(16.3万人)は、R2年度の値。H24年度は5月1日時点、R2年度はR3.3.31時点の数字。

特別支援学級・通級による指導の増加が著しい

本報告の構成

- ➡ 0. はじめに
- ➡ 1. 総論（日本における特別支援教育の現状）
- ➡ 2. 入学（学びの場の決定）段階
 - （1）就学先の決定（小中学校段階）
 - （2）定員内不合格問題（高等学校段階）
 - （3）大学入試における実態
- ➡ 3. 在学（学びの場における）段階（※通常の学級を中心に）
 - （1）通常の学級における実情
 - （2）教職員関係
 - （3）学校施設のバリアフリー化
- ➡ 4. おわりに（私見）

2. 入学（学びの場の決定）段階

15

（1）就学先の決定（小中学校段階）① 主な経緯

平成18年 12月	障害者権利条約、国連総会において採択（我が国は平成26年に批准） ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止 ・障害者が社会に参加し包容されることの促進等 ←教育分野では、インクルーシブ教育システムや合理的配慮の提供等について規定
平成19年 4月	改正学校教育法の施行（特別支援教育の本格的実施） ・「盲学校、聾学校及び養護学校」⇒「特別支援学校」等
平成24年 7月	中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」取りまとめ ・インクルーシブ教育システム構築に向けた考え方や取組の方向性を提示
平成25年 9月	改正学校教育法施行令の施行（上記平成24年報告等に基づき、就学制度が改正） ・一定の障害の程度にある子供は原則として特別支援学校に就学するという従来の仕組みからの変更 ・就学先の決定に当たっては、 <u>本人・保護者に対し十分な情報提供を行い、可能な限りその意向を尊重した上で</u> 、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、 <u>最終的には市町村教育委員会が、総合的な観点を踏まえて就学先を決定</u> することに
令和4年 9月	障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会による対日審査の総括所見が公表
令和5年 3月	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（文科省の有識者会議） 「報告」取りまとめ ・よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設することなどの方向性が提言された

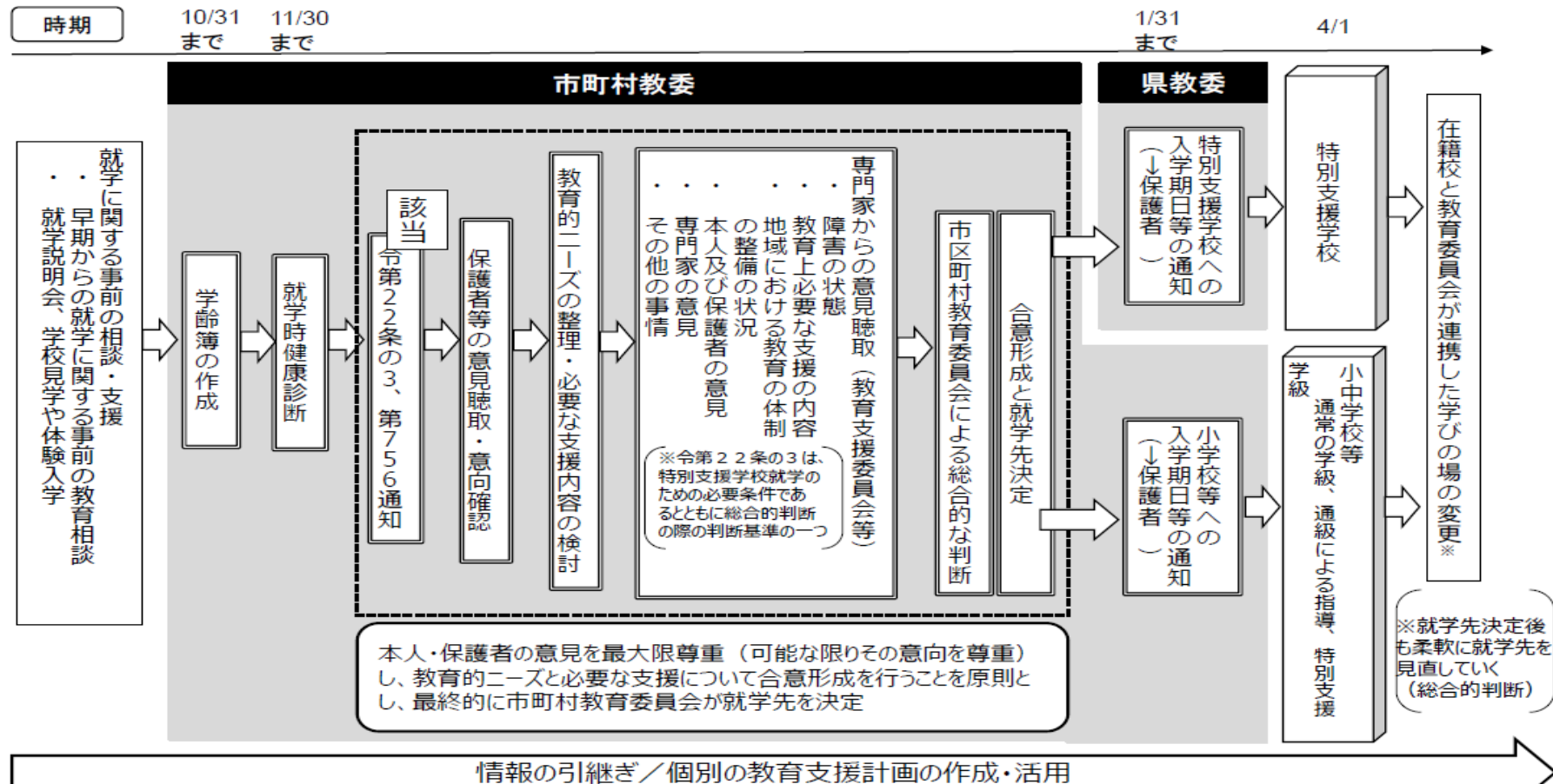
後述

2. 入学（学びの場の決定）段階

16

(1) 就学先の決定（小中学校段階）② 手続きの流れ

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



最終的には市町村教育委員会が、総合的な観点を踏まえて就学先を決定

2. 入学（学びの場の決定）段階

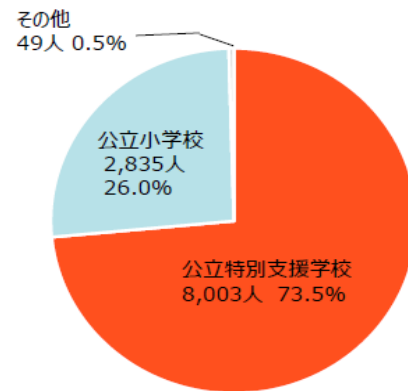
17

（1）就学先の決定（小中学校段階）③ 実態

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果



1 令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の指定された就学先等



（参考：平成24年度以降の状況）

	公立特別支援学校への就学を指定	公立小学校への就学を指定
平成24年度	5,954人（72.0%）	2,293人（27.7%）
平成25年度	6,190人（73.2%）	2,230人（26.4%）
平成26年度	6,341人（73.3%）	2,274人（26.3%）
平成27年度	6,646人（65.8%）	3,420人（33.8%）
平成28年度	6,704人（68.2%）	3,079人（31.3%）
平成29年度	7,192人（70.0%）	3,055人（29.7%）
平成30年度	7,429人（72.1%）	2,817人（27.3%）
令和元年度	8,003人（73.5%）	2,835人（26.0%）

※令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は62,442人。そのうち10,887人（17.4%）が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

新1年生の約4分の3が公立特別支援学校への就学を指定される（R4も同様の傾向）

2. 入学（学びの場の決定）段階

18

（1）就学先の決定（小中学校段階）④ 実態（続き）

2 令和元年度公立小・中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数（全学年）

（1）学級種別在籍者数

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	15,858人(92.2%)	1,344人(7.8%)	227人(1.3%)	17,202人
中学校	4,914人(87.2%)	724人(12.8%)	76人(1.3%)	5,638人

（2）障害種別在籍者数

（小学校）

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	155人 (0.9%)	90人 (0.5%)	22人 (0.1%)	245人
聴覚障害	300人 (1.7%)	256 (1.5%)	177 (1.0%)	556人
知的障害	12,756人 (74.2%)	547人 (3.2%)		13,303人
肢体不自由	957人 (5.6%)	276人 (1.6%)	24人 (0.1%)	1,233人
病弱	666人 (3.9%)	149人 (0.9%)	1人 (0.0%)	815人
重複障害	1,024人 (6.0%)	26人 (0.2%)	3人 (0.0%)	1,050人

（中学校）

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	49人 (0.9%)	52人 (0.9%)	4人 (0.1%)	101人
聴覚障害	99人 (1.8%)	116人 (2.1%)	56 (1.0%)	215人
知的障害	4,013人 (71.2%)	277人 (4.9%)		4,290人
肢体不自由	265人 (4.7%)	145人 (2.6%)	12人 (0.2%)	410人
病弱	227人 (4.0%)	121人 (2.1%)	2人 (0.0%)	348人
重複障害	261人 (4.6%)	13人 (0.2%)	2人 (0%)	274人

公立小学校を指定される場合も、ほとんどが特別支援学級（通常の学級で学ぶのは1割前後）

令和元年5月1日現在 9

2. 入学（学びの場の決定）段階

19

（1）就学先の決定（小中学校段階）⑤ 国会質疑の例

▶ 第212回国会 参議院 文教科学委員会 会議録 第2号 令和5年11月16日

○船後靖彦君 （略）公立学校は、住民登録さえあれば、国籍や障害関係なく、一定の年齢になれば憲法で保障された権利として通うことができます。しかし、誰一人取り残されないといいつながら、重い障害のある子の地域の学校への就学が拒否される例が後を絶ちません。一緒にいるための入口が閉ざされているのです。

校区の学校に通わせたいと言っても、子供のためにならないと特別支援学校を強く勧められる。通常学級では勉強が付いていけず放置される。子供がかわいそう。普通の学校に通わせたいというのは親のエゴ。これらは、今年、地域の小学校に入学された障害のあるお子さんについて、就学相談の際に親御さんに投げかけられた言葉です。こうして就学相談で地域の小学校への就学を拒否する言葉に心折れて就学を諦めた親御さん、あるいは違う地域に引っ越して小学校に入学させた親御さんもいらっしゃいます。また、通常学級に入学したものの、付添いを強要され、特別支援学級に籍を移した親御さんもいらっしゃいます。

可能な限り共に過ごすための条件整備と多様な学びの場の条件整備を両輪とする限り、本人、保護者の意思に反した特別支援学校、学級への振り分けはなくなりません。大臣、この状況をどうお考えになりますか。

○国務大臣（盛山正仁君） 障害者権利条約であり、差別解消法その他いろいろ整備されてきているというふうに思います。しかしながら、今おっしゃられたように、我々、インクルーシブ教育というものを文部科学省としても模索をしているというか、その達成に向けて動いているところでございしますが、今、船後先生から御指摘があったような現実があることも、私、承知しております。

（略）

2. 入学（学びの場の決定）段階

20

（1）就学先の決定（小中学校段階）⑥ 主な経緯【再掲】

平成18年 12月	障害者権利条約、国連総会において採択（我が国は平成26年に批准） ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止 ・障害者が社会に参加し包容されることの促進等 ←教育分野では、インクルーシブ教育システムや合理的配慮の提供等について規定
平成19年 4月	改正学校教育法の施行（特別支援教育の本格的実施） ・「盲学校、聾学校及び養護学校」⇒「特別支援学校」等
平成24年 7月	中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」取りまとめ ・インクルーシブ教育システム構築に向けた考え方や取組の方向性を提示
平成25年 9月	改正学校教育法施行令の施行（上記平成24年報告等に基づき、就学制度が改正） ・一定の障害の程度にある子供は原則として特別支援学校に就学するという従来の仕組みからの変更 ・就学先の決定に当たっては、本人・保護者に対し十分な情報提供を行い、可能な限りその意向を尊重した上で、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が、総合的な観点を踏まえて就学先を決定することに
令和4年 9月	障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会による対日審査の総括所見が公表
令和5年 3月	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（文科省の有識者会議） 「報告」取りまとめ ・よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設することなどの方向性が提言された

2. 入学（学びの場の決定）段階

21

（1）就学先の決定（小中学校段階）⑦ 総括所見の内容

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋（仮訳）①



51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく査定を通した、障害のある子どもの分離された特別教育が永続していること。障害のある子ども、特に知的障害、精神障害またはより集中的な支援を要する子どもが、通常環境での教育にアクセスできなくしている。また、通常学校に特別支援学級があること。
- (b) 障害のある子どもを受け入れるには事実上準備不足であると受け取られていることにより、障害のある子どもの通常の学校での受け入れを否定していること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発行された政府の通知。
- (c) 障害のある児童／生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- (d) 通常教育の教員のインクルーシブ教育に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) ろうの子どもに対する手話教育、盲ろうの子どもに対するインクルーシブ教育を含め、通常の学校における、代替・拡大コミュニケーション・情報様式及び方法の欠如。
- (f) 大学入試及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

2. 入学（学びの場の決定）段階

22

（1）就学先の決定（小中学校段階）⑧ 総括所見の内容（続き）

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋（仮訳）②



52. インクルーシブ教育への権利に関する一般的見解第4号（2016年）及び持続可能な開発目標の目標4、ターゲット4.5及び指標4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に**要請**する。

- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的とし、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、あらゆる教育レベルにおいてすべての障害のある児童／生徒が合理的配慮及び必要とする個別化された支援を提供されることを確保するために、質の高いインクルーシブ教育に関する国の行動計画を採択すること。
- (b) すべての障害のある子どもに対して通常の学校へのアクセシビリティを確保すること。また、通常の学校による、障害のある児童／生徒の通常の学校への通学拒否が禁止されていることを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。
- (c) すべての障害のある子どもに対して、個別の教育要件に見合う合理的配慮を保障し、インクルーシブ教育を確保すること。
- (d) 通常の学校の教員及び教員以外の教育職員に、インクルーシブ教育に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
- (e) 点字、イーजीリード、ろうの子どもに対する手話教育を含む、拡大・代替コミュニケーション様式及び方法の、通常の教育環境での利用を保障し、インクルーシブ教育環境の中でろう文化を推進し、盲ろうの子どものためのインクルーシブ教育へのアクセスを保障すること。
- (f) 大学入試及び学習過程を含め、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定すること。

2. 入学（学びの場の決定）段階

23

（1）就学先の決定（小中学校段階）⑨ 政府の受けとめ

2022年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録（抜粋）



（略）文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援学級への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、**現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりません**が、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいる所存でございます。そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推薦（注）するものでございます。勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

（注）「推薦」と発言しましたが、正しくは「推進」です。

特別支援教育に対する政府の基本的な方向性は変わらず

2. 入学（学びの場の決定）段階

24

（1）就学先の決定（小中学校段階）⑩ 国会質疑の例

■ 第211回国会 参議院 予算委員会 会議録 第15号 令和5年3月27日

○木村英子君 （略）日本が真のインクルーシブ教育を目指すのであれば、障害児と健常児を分けることなく、自分の望む学校に行けることを保障していくべきだと思います。 昨年九月に障害者権利委員会から日本に対する総括所見が出され、（略）全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保するとあります。また、障害のあるお子さんの普通学校への就学を拒否してはいけないという非拒否条項を策定することが勧告されているところです。 教育委員会が総合的判断で障害児の意思を無視して就学先を決定するのは、明らかに分離教育を進めているとしか言えません。障害者権利委員会への二〇二八年の報告に向けて、障害児やその保護者が希望する学校に入学できるように法令や制度の見直しをしていただきたいと思っていますが、総理のお考えをお聞かせください。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） まず、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすため、学校の運営や環境の整備、これは重要であると考えます。 所管する文部科学省において、令和三年六月に、障害のある子供の就学先決定に関する手引、これを改訂し、本人及び保護者の意向を最大限尊重すべきことや本人及び保護者等との合意形成の重要性について教育委員会への周知徹底、これを図っているものと承知しておりますが、今委員の方からの御指摘、話を聞かせていただきながら、政府としては、こうした現行の枠組みの中でこの本人や保護者の意向が尊重され、子供が学校に通えるよう、学校を設置し、運営する権限と責任を有する教育委員会に適切な対応をより促していかなければならない、こうしたことを感じました。

また、障害者権利委員会の勧告について御指摘がありましたが、これは法的拘束力があるものではありませんし、各国ごとに様々な制度があるとは承知しておりますが、御指摘の勧告の障害のある子供を包容する教育を推進すべきという趣旨については、これは十分受け止め、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組、これは進めていかなければならないと思います。

2. 入学（学びの場の決定）段階

25

【参考・最近の政府の取組】

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（概要）

（令和5年3月13日）

別添2

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

①校内支援体制の充実

- ⇒ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応

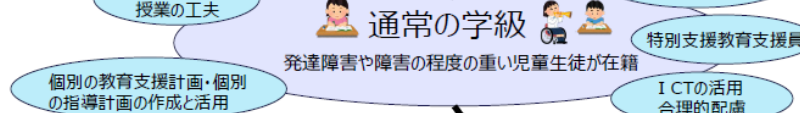
校内委員会の機能強化



校内委員会の再点検、障害者理解教育の推進

通常の学級でできる支援策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討

通常の学級



②通級による指導の充実

- ⇒ 本人や保護者が仕組みや意義を理解した上で、指導を受けることが重要
- ⇒ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、**自校通級**や**巡回指導**を促進
- ⇒ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ⇒ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

特別支援学校

③特別支援学校のセンター的機能の充実

- ⇒ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

特別支援学校のセンター的機能の発揮

④インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ⇒ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ⇒ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

・よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設する等の取組を実施（予定）

・ただし、これでは不十分との意見も

（出所）「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（概要）」（令5.3.13）

https://www.mext.go.jp/content/20230313-mxt_tokubetu02_000028093_02.pdf

2. 入学（学びの場の決定）段階

26

【参考・インクルーシブ教育の事例（国立市）】

- ▶ 東京大学ウェブサイト「国立市教育委員会との教育・研究交流連携事業に関する協定の締結式を開催」（令5.5.30）

東京大学大学院教育学研究科は、国立市教育委員会とフルインクルーシブ教育の実現に関する連携協力協定を締結しました。（略） 教育学研究科は、バリアフリー教育開発研究センターを中心に、インクルーシブな学校教育の転換を志向する教育政策や教員研修に関する研究を推進するとともに、インクルーシブ教育に関する研究や実践に関わる人材の育成に取り組んでいます。他方、国立市は、障害者権利条約を重視し、障害者の自立生活を保障する福祉行政を充実させてきました。また、教育大綱には、「フルインクルーシブ教育の実現」を掲げています。本連携協力協定は、（略）日本の学校におけるフルインクルーシブな教育への転換を先導しようとするものです。

なお、ここでいう「フルインクルーシブ教育」とは、すべての時間において普通学校普通学級において安心して共に学ぶ権利をすべての子どもに保障する教育を意味します。特別支援学校などを含む「インクルーシブ教育システム」と区別する意味で「フル」を敢えて付しています。（略）



2. 入学（学びの場の決定）段階

27

【参考・インクルーシブ教育の事例（国立市）】（続き）

- 「どの子ども地域の学校へ 国立市が「就学通知」で新方針示す フルインクルーシブ教育への第一歩に」『Yahoo!ニュース』（令6.1.28）

「フルインクルーシブ教育の実現を目指している国立市が、小・中学校に入学する新1年生の保護者に対し、障害の有無などにかかわらず全員に地域の学校への「就学通知」を送付する方向で検討していることがわかった。早ければ2024年度から始めたい考えだ。また、あわせて就学通知の送付時期を、従来の秋から6月下旬へと大幅に早める方針だという。（略）国立市教委ではこれまで、障害のない子どもがいる家庭には10～11月に就学通知を送付する一方、子どもに障害があって特別支援学校への入学を検討している家庭については、送付を遅らせる措置をとっていた。また、障害のある子どもの保護者が通常の学級を希望した場合は、支援などに関する話し合いが入学直前の3月になってようやく行われる、というケースがほとんどだったという。現在検討している方向性で就学通知の送付が実現すれば、「障害の有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学ぶ権利がある」ことを早い段階で保護者に示すことができる。これにより、障がいのある子どもが通常学級に通う場合にどのような支援や配慮が必要になるかについても、早い段階から保護者と学校が調整を始められるようになることが期待できる。なお、支援体制などについて検討した結果、特別支援学校や特別支援学級の方がよいと判断した場合は、そちらを選択できることもあわせて保護者には案内するという。

就学通知をめぐる数々の問題

障害のある子どもの就学通知をめぐるのは、障害のある子の保護者が教育委員会の判定と異なる入学先を希望している場合に就学通知書が発送されないなどの問題が各地で起こっている。また、地域の学校の通常学級に通うことを認めるかわりに、支援や配慮を行わないことを保護者に了承させようとするケースも散見される。そもそも就学相談の場で、保護者が結果的に「障害がある子どもは地域の学校や通常学級に行く選択肢がない」と思い込まされているケースもある。就学通知の送付を変えるだけで、国立市が目指すフルインクルーシブ教育が実現するわけではない。なぜなら、インクルーシブ教育は多様な子どもたちが地域の学校に通い共に学ぶことを保障するために学校や教育システムを改革するプロセスそのものであり、ただ単に障害のある子どもとない子どもが同じ教室にいることを指すものではないからだ。それでも、これは「たかが就学通知」という問題では決してない。「誰もが地域の学校で学ぶ権利があること」を明確に示すことはこのプロセスの第一歩になりうるし、障害のあるわが子の就学をめぐる苦しみ保護者を救うことにもつながるはずだ。国立市での実現はもちろんのこと、このような就学通知のあり方が「当たり前」になることを期待したい。（取材・文：ジャーナリスト・飯田和樹）

2. 入学（学びの場の決定）段階

28

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）① 概要（報道より）

- ▶ 「定員割れなのに不合格 「地域の高校で学びたい」と障害のある18歳女性訴え 住む地域で教育機会異なるのはおかしい」『TBS NEWS DIG』（令5.3.30）

定員割れを起こしている自宅そばの公立高校を4年連続で不合格となった障害がある18歳の女性らが会見を開き、地域の高校で学びたいと訴えました。

きょう午後、東京・霞が関の文部科学省で会見を開いたのは、千葉県浦安市に住む雑賀美佳さん（18）と母親の貴子さんらです。

雑賀さんには知的障害があり、医療的ケアが必要で車椅子を使って生活しています。

小学校は特別支援学級でしたが、中学校1年生の9月からは普通学級へ転籍しました。

高校は自宅近くの公立を受験しましたが、定員割れとなっているのに4年連続で「定員内不合格」となりました。

母親の貴子さんらによりますと、不合格の理由について千葉県は「総合的な判断」と説明しているということです。

近隣の東京や埼玉、神奈川では2022年度、定員内不合格は出ていないということで、雑賀さんらは「住む地域で教育を受ける機会が異なるのはおかしい」と訴えています。

昨年末、文部科学省が初めて公表した全国の定員内不合格者数は延べ1631人となっています。

2. 入学（学びの場の決定）段階

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）② 政府のスタンス

■ 第208回国会 参議院 文教科学委員会 会議録 第6号 令和4年4月21日

○国務大臣（末松信介君） （略）高等学校の入学者選抜の方法につきましては、（略）各都道府県の教育委員会の実施者が決定しまして、各学校長がその学校に期待される社会的役割や学科等の特色を踏まえてその学校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判断することとされておりまして、定員内不合格自体が必ずしも否定されているものではございません。

一方で、障害を理由に入学を認めないということはあってはならないと考えております。当然です。このため、文部科学省では、障害者差別解消法を踏まえまして、合理的配慮の具体例として、入学試験の実施に際して別室受験実施や時間の延長等の実施方法の工夫を示すとともに、可能な限り配慮を行う、都道府県委員会に対して周知をしているところでございます。

その上で、定員内不合格を出す場合には、その理由について十分に説明をし、理解を得るべきものと考えてございます。

2. 入学（学びの場の決定）段階

30

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）③ 主な経緯

平成30年以降	国会において「定員内不合格」について質疑される。 （実態調査を実施すべきとの質疑も行われる【次スライド】）
令和4年末	「令和4年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」公表 ・公立高校入試における定員内不合格の数等について、文科省が初めて実態調査を実施 ・全国の延べ563校において延べ1,631名が定員内不合格となっている実態が明らかに
令和4年12月	「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課） ・高等学校入学者選抜の実施主体である教育委員会等が受検上の配慮を行う際の参考として、基本的な考え方や配慮の例を取りまとめ
令和5年12月	「令和5年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」公表

2. 入学（学びの場の決定）段階

31

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）④ 国会質疑の例

■ 実態調査を実施すべきとの質疑に対する答弁（の変遷）

■ 第203回国会 参議院 文教科学委員会 会議録 第2号 令和2年11月17日

○政府参考人「文科省としては、各実施者におきまして入学者選抜が適切に実施されることが必要と考えておりました。その観点から、定員内不合格の実態調査の実施について、各都道府県教育委員会の意向を確認をさせていただきましたところです。その結果、調査を仮に実施するということになった場合、二点ございますが、一つ、都道府県教育委員会それぞれの方法等により選抜されたにもかかわらず、定員内不合格の人数等が都道府県ごとの多寡のみで単純に比較されてしまうのではないか、もう一点、校長の公正な合否判断に少なからず影響を与えてしまう可能性があるのではないかなどの理由によりまして、入学者選抜の円滑な実施等に支障を生ずるおそれがあるという意見でございました。これまで実施者の意向を確認の上で調査について判断をしたいということで御答弁申し上げてまいりましたので、ただいまのような御意見を踏まえまして、定員内不合格の実態調査そのものについては、実施は差し控えさせていただくこととしたい」

↓↓

■ 第208回国会 参議院 文教科学委員会 会議録 第6号 令和4年4月21日

○国務大臣（末松信介君）（略）定員内不合格の実態調査につきましては、その実施によりましてその学校及び学科で学ぶための能力や適性に関する校長の公正な合否判断、少なからず影響を与えてしまう可能性があることと、各地域の事情を踏まえてそれぞれの方法等により選抜したにもかかわらず、定員内不合格の人数等の多寡のみで単純に都道府県が比較をされますなどの理由によりまして、入学者選抜の円滑な実施等に支障が生ずるおそれがあるとの都道府県教育委員会からの意見を踏まえ、慎重に考えておりました。しかしながら、入学者選抜は公正に行われるべきものでありまして、定員内不合格を出す場合にはその理由が説明されるべきものであると、こういうことを踏まえまして、先生からの御指摘の趣旨を踏まえて、改めてどのような調査が可能か検討いたします。

⇒令和4年度に初となる調査を実施

2. 入学（学びの場の決定）段階

32

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）⑤ R5調査結果

Ⅱ. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

(1) 志願者数が定員に満たない場合の可否の決定に関する方針（アとイについては複数回答可）

No.	都道府県	ア 文書、口頭、申し合わせ等により、原則として定員内不合格を出さないよう取り扱っている	イ 定員内不合格を出す場合、教育委員会との協議を要することとしている	ウ 各校長の判断に委ねられている
1	北海道	○	○	
2	青森県			○
3	岩手県			○
4	宮城県			○
5	秋田県			○
6	山形県			○
7	福島県			○
8	茨城県	○		
9	栃木県	○	○	
10	群馬県		○	
11	埼玉県	○	○	
12	千葉県	○		
13	東京都	○		
14	神奈川県	○		
15	新潟県	○		
16	富山県		○※注1	○※注1
17	石川県	○		
18	福井県		○	
19	山梨県	○※注2		○※注2
20	長野県	○	○	
21	岐阜県		○	
22	静岡県			○
23	愛知県	○		
24	三重県	○		
25	滋賀県	○		
26	京都府		○	
27	大阪府	○		
28	兵庫県	○	○	
29	奈良県	○		
30	和歌山県	○	○	

（出所）「令和5年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」（令5.12）

https://www.mext.go.jp/content/20231219-mxt_koukou01-000026790_1.pdf

2. 入学（学びの場の決定）段階

33

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）⑥ R5調査結果（続き）

Ⅱ. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

(1) 志願者数が定員に満たない場合の可否の決定に関する方針（アとイについては複数回答可）

No.	都道府県	ア 文書、口頭、申し合わせ等により、原則として定員内不合格を出さないよう取り扱っている	イ 定員内不合格を出す場合、教育委員会との協議を要することとしている	ウ 各校長の判断に委ねられている
31	鳥取県			○
32	島根県			○
33	岡山県	○	○	
34	広島県			○
35	山口県			○
36	徳島県			○
37	香川県	○		
38	愛媛県			○
39	高知県		○	
40	福岡県	○※注3	○※注3	○※注3
41	佐賀県	○	○	
42	長崎県		○	
43	熊本県	○		
44	大分県			○
45	宮崎県			○
46	鹿児島県			○
47	沖縄県			○
計		23	16	20

※注1 イは全日制、ウは定時制・通信制

※注2 市立高等学校1校がアに該当。

※注3 アは県立高等学校、イは市立高等学校、ウは組合立高等学校。

「原則として定員内不合格を出さないよう取り扱っている」は23都道府県

2. 入学（学びの場の決定）段階

34

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）⑦ R5調査結果（続き）

Ⅱ. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

- (2) 令和5年度高等学校入学者選抜における定員内不合格となった者の数（延べ数）
- (3) (2)のうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格となった者の数（全日制、定時制、通信制それぞれに関する「最終の日程において実施される選抜」で定員内不合格となった者の数の、合計）（延べ数）
- (4) 令和5年度高等学校入学者選抜における定員内不合格があった学校数（実数）
- (5) (4)のうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格があった学校数（全日制、定時制、通信制それぞれに関する「最終の日程において実施される選抜」で定員内不合格があった学校数の、合計。同じ学校の別の課程でそれぞれ定員内不合格が出ている場合は、重複を排し、1校と計上。）

※(2)、(3)に関しては、回答が1～5の場合は、個人の特定を避けるため、*と表記している。

令和5年度高等学校入学者選抜における定員内不合格について					
No.	都道府県	(2)	(3)	(4)	(5)
1	北海道	0	0	0	0
2	青森県	33	10	13	8
3	岩手県	41	20	19	8
4	宮城県	38	7	16	6
5	秋田県	62	*	24	5
6	山形県	6	6	5	5
7	福島県	118	21	34	13
8	茨城県	28	6	18	5
9	栃木県	9	9	7	7
10	群馬県	28	7	16	4
11	埼玉県	0	0	0	0
12	千葉県	56	19	26	12
13	東京都	0	0	0	0
14	神奈川県	0	0	0	0
15	新潟県	16	*	5	1
16	富山県	33	6	6	4
17	石川県	7	7	3	3
18	福井県	11	*	6	2
19	山梨県	48	*	14	3
20	長野県	22	*	13	3
21	岐阜県	23	*	13	4
22	静岡県	70	17	33	12
23	愛知県	0	0	0	0
24	三重県	6	0	3	0
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	*	0	4	0
27	大阪府	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0
29	奈良県	*	0	2	0
30	和歌山県	0	0	0	0

（前スライドにある）「原則として定員内不合格を出さないよう取り扱っている」都道府県は、定員内不合格の人数が0又は少ない傾向
例：北海道、埼玉、東京、神奈川、愛知・・・

（出所）「令和5年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」（令5.12）

https://www.mext.go.jp/content/20231219-mxt_koukou01-000026790_1.pdf

2. 入学（学びの場の決定）段階

35

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）⑧ R5調査結果（続き）

Ⅱ. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

- (2) 令和5年度高等学校入学者選抜における定員内不合格となった者の数（延べ数）
- (3) (2)のうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格となった者の数（全日制、定時制、通信制それぞれに関する「最終の日程において実施される選抜」で定員内不合格となった者の数の、合計）（延べ数）
- (4) 令和5年度高等学校入学者選抜における定員内不合格があった学校数（実数）
- (5) (4)のうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格があった学校数（全日制、定時制、通信制それぞれに関する「最終の日程において実施される選抜」で定員内不合格があった学校数の、合計。同じ学校の別の課程でそれぞれ定員内不合格が出ている場合は、重複を排し、1校と計上。）

※(2)、(3)に関しては、回答が1～5の場合は、個人の特定を避けるため、*と表記している。

No.	都道府県	令和5年度高等学校入学者選抜における定員内不合格について			
		(2)	(3)	(4)	(5)
31	鳥取県	83	15	14	6
32	島根県	84	7	21	4
33	岡山県	56	34	19	17
34	広島県	64	7	25	5
35	山口県	111	50	26	20
36	徳島県	25	6	6	3
37	香川県	63	52	14	14
38	愛媛県	111	103	34	32
39	高知県	130	40	24	18
40	福岡県	153	22	35	12
41	佐賀県	54	12	15	8
42	長崎県	32	17	15	12
43	熊本県	*	0	2	0
44	大分県	26	*	9	3
45	宮崎県	57	36	17	11
46	鹿児島県	63	8	21	6
47	沖縄県	226	62	33	21
	計	2004	631	610	297

都道府県教委の定員内
不合格に対する取組は、
熱量に差がある（ように
見受けられる）

2. 入学（学びの場の決定）段階

36

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）⑨ R5調査結果（続き）

Ⅱ. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

(6) 定員内不合格に関して、所管の高等学校に対して行っている取組等

No.	都道府県	定員内不合格に関して、所管の高等学校に対して行っている取組等
1	北海道	出願者が募集人員に満たない場合は、特別の支障がない限り全員を入学させるよう配慮することについて通知している。なお、高等学校において定員内不合格を出す場合には、教育委員会に対し、協議に準じて相談することとしている。
2	青森県	志願者数が定員に満たない場合は、全員を合格することが望ましい旨、文書や口頭により確認している。
3	岩手県	県立学校長会議において、定員未達となる状況でありながら不合格とする場合には、その理由が適切に説明できることが必要であり、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が十分に確保されることが非常に重要であることを周知した。
4	宮城県	校長会や入試事務説明会で、各学校において引き続き公平・公正に選抜する上で、受験生の学ぶ機会を保障する観点から、可能な限り定員内不合格を出さないよう慎重に選抜を実施するように伝えている。
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	例年、各県立高等学校に対し、志願者の意思を十分に尊重し極力受け入れるように、通知している。
8	茨城県	入試説明会において、募集定員の確保について周知しており、定員内不合格者の多い学校に対して事情聴取を行っている。
9	栃木県	
10	群馬県	学校への指示事項として、定員に満たない場合、できるだけ欠員を出さないよう配慮し、不合格を出す場合は事前に県教育委員会に連絡して協議することとしている。
11	埼玉県	志願者数が定員内であって不合格者を出す可能性がある高等学校長は県教育委員会と入学許可候補者の発表前に事前協議を行う。
12	千葉県	校長会議等及び通知文書で、各学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とし、定員の確保に努めるよう指導している。また、定員内不合格があった学校の校長を対象に県教育委員会によるヒアリングを実施している。
13	東京都	選抜要領に、合格候補者については「募集人員に対して過不足のないように決定」と記載している。
14	神奈川県	
15	新潟県	定員内不合格を出した高等学校長に対してヒアリングを行い、定員内不合格を出さないように指導している。
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	定員内不合格を出す可能性がある高等学校長から不合格の理由について聞き取り、事前協議を行っている。
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	
22	静岡県	対象となるすべての学校ではないが、特に定員内不合格の多かった学校については、選抜の状況について校長に確認した。
23	愛知県	
24	三重県	校長会等において、文書や口頭で、原則として定数内不合格を出すことのないように周知している。

（出所）「令和5年度高等学校入学選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」（令5.12）

https://www.mext.go.jp/content/20231219-mxt_koukou01-000026790_1.pdf

2. 入学（学びの場の決定）段階

37

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）⑩ R5調査結果（続き）

25	滋賀県	
26	京都府	
27	大阪府	入学者選抜実施要項において、「総合点の高い者から順に募集人員を満たすように合格者を決定する。」と定めている。
28	兵庫県	
29	奈良県	
30	和歌山県	原則として定員内不合格を出さないよう指導している。
31	鳥取県	定員内不合格がある高校に、その理由について聞き取りを行っている。
32	島根県	
33	岡山県	できるだけ定員内不合格を出さないよう依頼し、定員内不合格者が出そうな場合は、事前に教育委員会に連絡して協議することとしている。
34	広島県	定員内不合格があった学校については、校長に定員内不合格となった理由の聴き取りを行っている。
35	山口県	定員内の不合格者は極力出さないよう、また、学ぶ意欲のある生徒については積極的に受け入れるよう特段の配慮を各高等学校長に求めている。
36	徳島県	それぞれの選抜において、定員内不合格となった理由の聞き取りをおこなっている。
37	香川県	校長会等において、高校で学びたいという意欲を有する者には、できる限り一人でも多く、高校教育を受ける機会が与えられるよう、特段の配慮を求めている。
38	愛媛県	
39	高知県	県立学校長会等を通じて、選考においては、可能な限り定員内不合格を出さないよう周知している。また、定員内不合格を出す場合には、教育委員会との協議の中で、その理由が真にやむを得ない理由であるか詳細に聞き取っている。
40	福岡県	【県立】毎年度、入学者選抜終了後、定員内不合格を生じた全学校に対しては、どのような理由により定員内不合格が生じたのか調査を実施している。その結果を踏まえ、さらに詳しい説明が必要であると判断される学校については、個別にヒアリングを行っている。
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	各高等学校には通知文や校長会等で、公教育の立場から、定員内不合格が無く、多くの生徒が入学できるように十分な配慮を行うよう指導している。
44	大分県	
45	宮崎県	定員内不合格については留意するよう、県立高等学校全てに通知文を出している。（R5. 2）
46	鹿児島県	「合格者の判定に当たっては、受検生の意欲・中学在学中の努力の成果や活動経験など幅広い観点から判断するよう」通知し、受検者に対する就学の機会を積極的に提供するよう依頼している。また、定員内不合格を出した学校に対しては、その理由等の聞き取りをしている。
47	沖縄県	2(1)の回答のとおり、本県の対応については、「各校長の判断に委ねられている」が、県教育委員会としては、県立高等学校入学者選抜における定員の確保に関する通知文（令和5年3月5日付け）を出し、入学意思のある受検生へ学ぶ機会を提供することの重要性を認識し、より一層の定員の確保に努めるよう、各学校に求めている。

（出所）「令和5年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」（令5.12）

https://www.mext.go.jp/content/20231219-mxt_koukou01-000026790_1.pdf

2. 入学（学びの場の決定）段階

38

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）⑪ 政府のスタンス

■ 永岡桂子文部科学大臣記者会見録（令和5年2月14日）

記者） 高校入試に関連してお伺いします。文科省は今年度初めて公立高校入試の定員内不合格の調査を行いました。そこでは定員内不合格の把握そのものをしていない県もあったようですけれども、今後、文科省として継続的な把握や、都道府県教委へ定員内不合格の改善について働きかけを行っていく意向があるのかどうかお聞かせください。あと、障害がある人などが高校への入学を希望して試験を受けて、高校が定員割れを起こしているにもかかわらず不合格とされてしまうケースが国内にあるようなんですけれども、こういったことについて、学習権の保障の観点から大臣としてどのようにお考えでしょうか。

大臣） ご指摘のように、文部科学省として本年度、「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」の中で公立高校入試における定員内不合格の数を調査をいたしまして、昨年末に公表したところでございます。次年度以降の具体的な調査項目につきましては、今後検討を進めて参りたいと思っておりますが、定員内不合格に関する実態把握にはですね、引き続きまして取り組むことを予定している次第でございます。また、本年度、定員内不合格の数を「把握をしていない」と、そういう回答をした都道府県の教育委員会につきましては、令和5年度の入試選抜以降ですね、状況を把握するよう依頼をしているところでございます。なお、本調査で把握をしている定員内不合格については、その理由までを調査しているものではありませんけれども、文部科学省といたしましては、仮に障害のみを理由として入学を認めなかったということがあった場合には、これはあってはならない、そういうことだと考えているところでございます。

2. 入学（学びの場の決定）段階

39

(2) 定員内不合格問題（高等学校段階）⑫ 政府のスタンス

➡ 第211回国会 参議院 文教科学委員会 会議録 第12号 令和5年5月16日

○船後靖彦君 （略）高校 大臣は、文科省として、仮に障害のみを理由として入学を認めなかったということがあった場合、これはあってはならないと考えていると強調されました。これは、障害に対する合理的配慮の提供なく不合格にすることを含めてあってはならないとお考えになっていると受け止めてよろしいでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） （略）御指摘の点につきましては、適切な手続を経た上で、希望どおりの合理的配慮が提供されない場合もあり得ますが、例えば、個別の事案につきまして、検討を行うことなく、前例がないというようなことを理由に一律に提供しない場合などはやはり不適切と考えます。

文部科学省としては、各実施者におきまして、生徒、保護者の希望、そして障害の状態等を踏まえまして、適切な配慮の下で受験がなされますように促してまいりたいと考えております。

2. 入学（学びの場の決定）段階

(3) 大学入試における実態 ① 日本

■ 障害のある学生の在籍状況（日本）

- ・ 令和4年5月1日現在、**49,672 人の障害のある学生が大学等に在籍（全学生の1.53%）**

※平成25年の調査では13,449人（10年間で約4倍に増加）

- ・ 大学等が支援を行っている障害のある学生は27,121人（全学生の0.84%）

※**障害のある学生のうち54.6%が何らかの支援を受けている。**

2. 入学（学びの場の決定）段階

41

(3) 大学入試における実態 ② 諸外国

■ 障害のある学生の在籍状況（諸外国）

- ・ 米国：高等教育機関に在籍する障害のある学部生数は約347.8 万人
(20.5% (2019-2020 年))
- ・ 英国：高等教育機関の1年次に在籍する障害のある学生数は約 33.2 万人
(17.3% (2019-2020 年))

⇒ (単純比較はできないものの) 日本 (1.53%) は、米英に比べ大幅に少ない

2. 入学（学びの場の決定）段階

42

(3) 大学入試における実態 ③ 日本（受験上の配慮）

■ 受験上の配慮の状況

- ・ 令和4年度入学者選抜において **大学等が実施可能とした配慮**

「別室を設定」970校（82.6%）、「車椅子等の持参使用」964校（82.1%）、「松葉杖の持参使用」962校（81.9%）、「トイレに近接する試験室に指定」916校（78.0%）、「試験場への車での入構許可」913校（77.8%）など

- ・ 令和4年度入学者選抜において **大学等が実施した配慮**

「別室を設定」324校（27.6%）、「補聴器の持参使用」225校（19.2%）、「トイレに近接する試験室に指定」204校（17.4%）、「文書による伝達」192校（16.4%）、「試験時間の延長」189校（16.1%）など

本報告の構成

- ➡ 0. はじめに
- ➡ 1. 総論（日本における特別支援教育の現状）
- ➡ 2. 入学（学びの場の決定）段階
 - （1）就学先の決定（小中学校段階）
 - （2）定員内不合格問題（高等学校段階）
 - （3）大学入試における実態
- ➡ 3. 在学（学びの場における）段階（※通常の学級を中心に）
 - （1）通常の学級における実情
 - （2）教職員関係
 - （3）学校施設のバリアフリー化
- ➡ 4. おわりに（私見）

3. 在学（学びの場における）段階

（1）通常の学級における実情① 調査結果

44

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人、中学校：17,988人、高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性・衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 ＜小学校＞ 「聞く」「話す」等の6つの領域（各領域5つの設問）のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 ＜中学校・高等学校＞ 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント（*1）もしくは15ポイント（*2）以上をカウント。 *1 「聞く」「話す」「読む」「計算する」の4つの領域（各領域5つの設問） *2 「書く」「推論する」の2つの領域（各領域6つの設問） ②行動面（「不注意」「多動性・衝動性」） 奇数番号の設問群（「不注意」）または偶数番号の設問群（「多動性・衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。 ③行動面（「対人関係やこだわり等」） 該当する項目が22ポイント以上をカウント。

<調査結果>

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

➢ **「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合**

➢ 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

➢ 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

➢ 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら



https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

3. 在学（学びの場における）段階

45

（1）通常の学級における実情② 調査結果（続き）

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



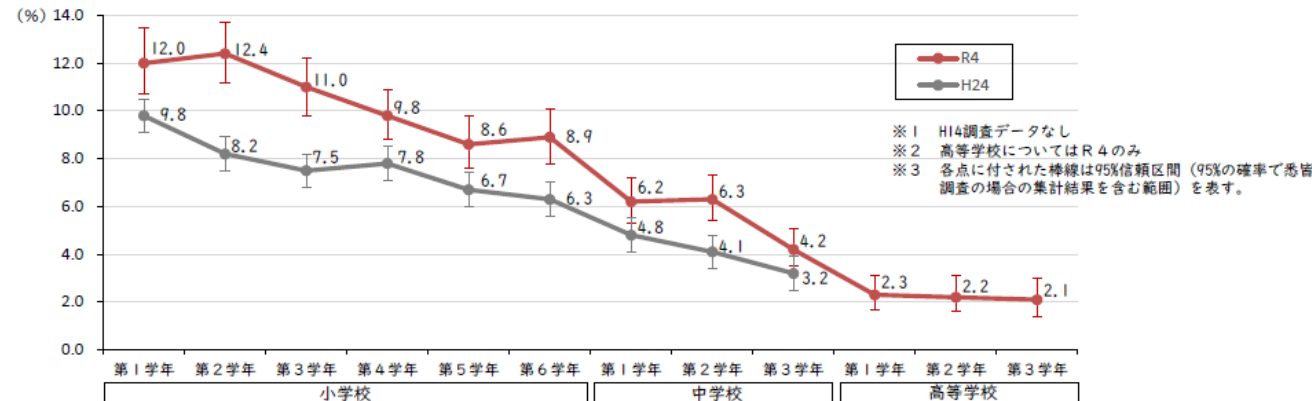
I. 児童生徒の困難の状況（平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意）

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	（参考）過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ

※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

<「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移>



通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合（推定値。専門家による判断や医師による診断によるものではなく、学級担任等が記入し回答したものであることに留意が必要）

・小中学校8.8%

・高等学校 2.2%

⇒全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性

3. 在学(学びの場における)段階

46

(1) 通常の学級における実情③ 検討会議の報告より

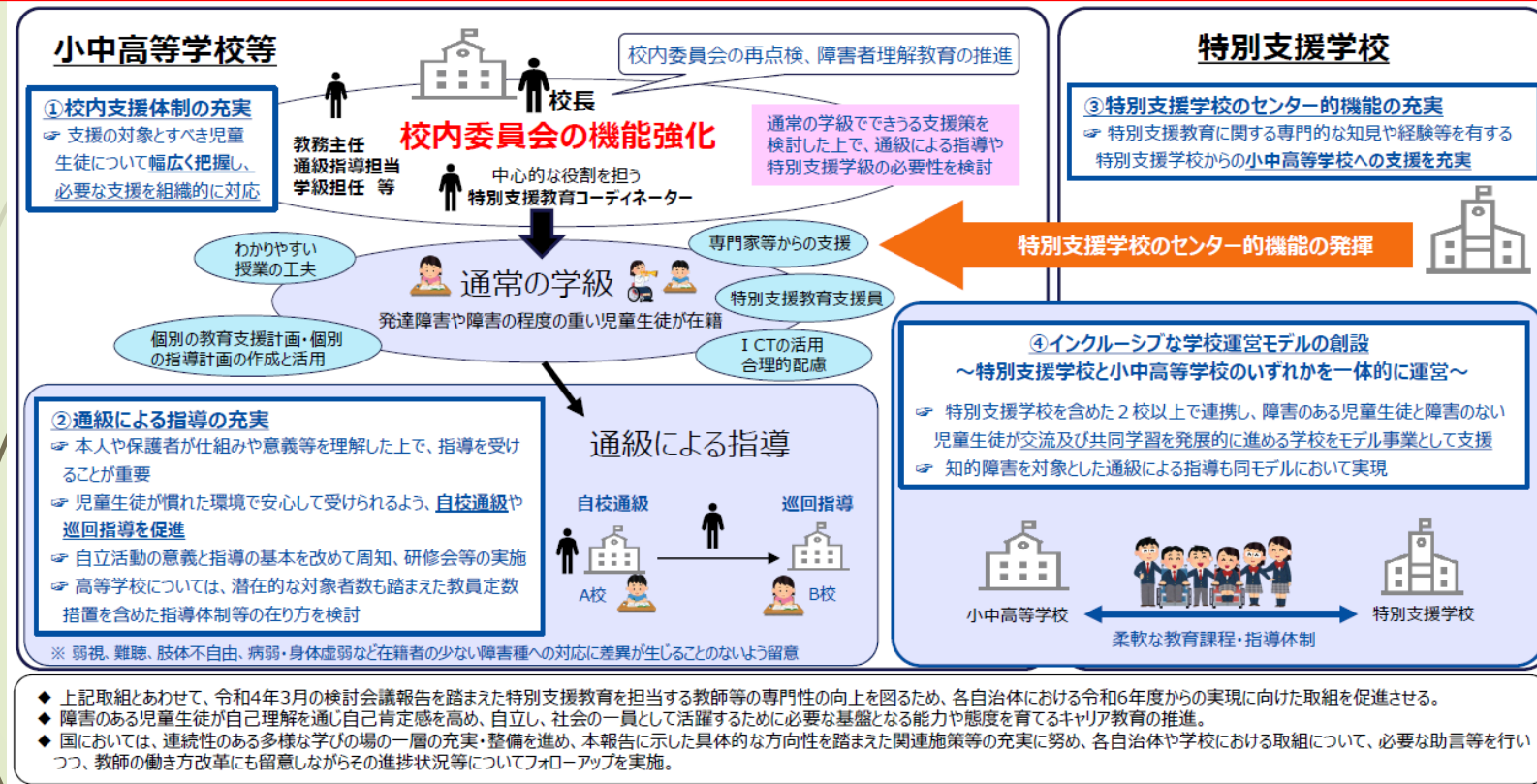
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)

別添2

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



(出所) 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)」(令5.3.13)

https://www.mext.go.jp/content/20230313-mxt_tokubetu02_000028093_02.pdf

3. 在学（学びの場における）段階

47

(1) 通常の学級における実情④ 検討会議の報告より(続き)

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要) (令和5年3月13日)



別添 2

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% ➡ 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% ➡ 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 ➡ 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある ➡ 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） ➡ より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 ➡ 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

3. 在学（学びの場における）段階

48

(1) 通常の学級における実情⑤ 検討会議の報告より（続き）

- 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令5.3）における指摘

「調査結果では、**学習面又は行動面で著しい困難を示している児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されている割合は、小中学校：推定値 28.7%、高等学校：推定値 20.3%**であった。校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられ、校内委員会の機能が十分に発揮されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。」

（※）校内委員会とは

- ・ 主な構成：校長、特別支援教育コーディネーター、通級による指導の担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任等
- ・ 目的：発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うためのもの
- ・ 設置状況：公立の小中高等学校においては、ほぼ全ての学校で設置

⇒**そもそも、小中学校では、子ども一人一人の学びに関するニーズを適切に把握できていない可能性**

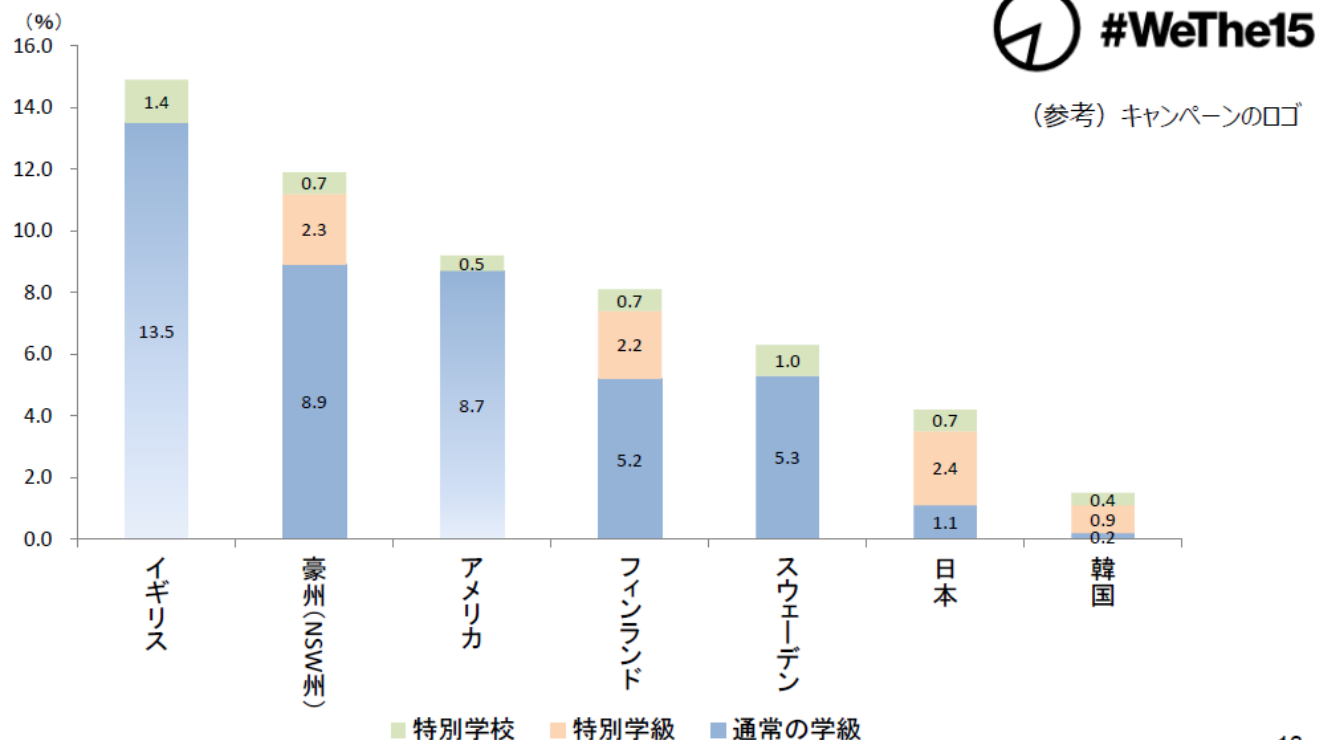
3. 在学（学びの場における）段階

（1）通常の学級における実情（参考）

特別支援の対象となる子供の割合に関する国際比較



- ◆ 日本における特別支援教育の対象となる子供の割合は、イギリスやアメリカより低い。
- ◆ 2020東京パラリンピック大会において、国際パラリンピック委員会等によって行われた“**WeThe15**”キャンペーンによれば、何らかの障害のある者は全世界で12億人（**全人口の15%**）。



※「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向一令和元年度国別調査から」(国立特別支援教育総合研究所)より。
イギリスは2019年、豪州は2018年、アメリカは2016年、フィンランドは2018年、スウェーデンは2018/2019年、日本は2018年、韓国は2019年の統計情報。

3. 在学（学びの場における）段階 (2) 教職員関係 有識者会議の報告

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

●が検討会議のアウトプット・方向性

別添2



現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

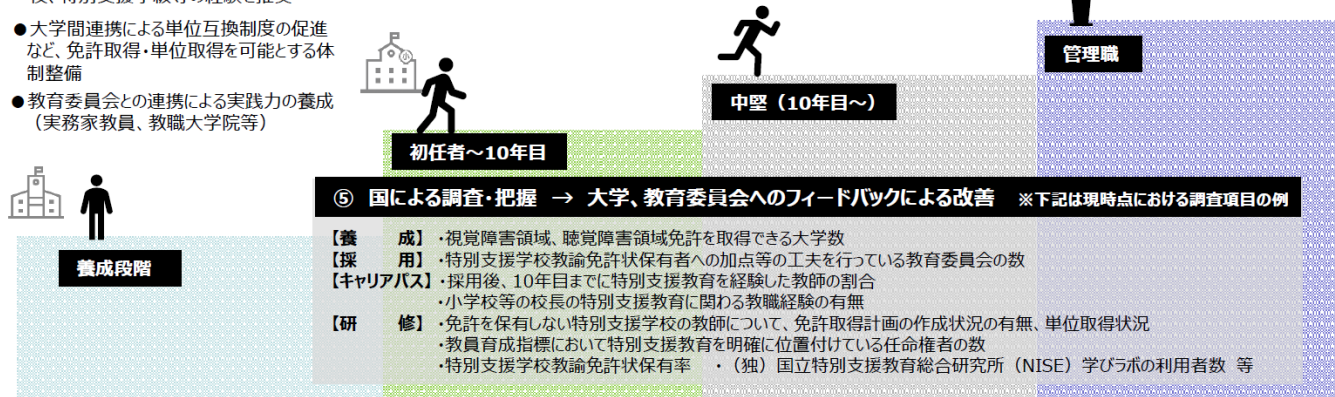
②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



④研修（校外）による専門性向上

初任者研修 中堅教諭等資質向上研修 主任研修、管理職研修 等

●NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるように取り組む。

特別支援教育を担う教師の専門性の向上のための養成・採用・研修等について、教育委員会、学校、大学等の関係者に取り組んでほしい方向性を提示（「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令4.3.31））

3. 在学（学びの場における）段階

51

(2) 教職員関係 校長の経験①

校長の特別支援教育に関わる教職経験

✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.0%、中学校で73.2%(令和4年度)。

※特別支援学級が設置されている学校（小学校、中学校、義務教育学校を含む）は83.0%（令和3年度時点）。

○令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出

校種別の回答学校数（単位：校）※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,027(約70%)	429(約29%)	8(約1%)	1,464

調査結果：校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験（単位：%）

	通級による指導での 教職経験 有	特別支援学級での 教職経験有	特別支援学校での 教職経験有	特別支援学級等での 教職経験 無
小学校	4.3%	24.5%	9.3%	70.0%
中学校	3.0%	21.7%	6.8%	73.2%
義務教育学校	0%	12.5%	0.0%	87.5%

(出典) 令和4年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
(全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和5年1月)

校長は、インクルーシブ教育（又は特別支援教育）について、どの程度深く理解できているのか？

3. 在学（学びの場における）段階

52

(2) 教職員関係 校長の経験②

管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況

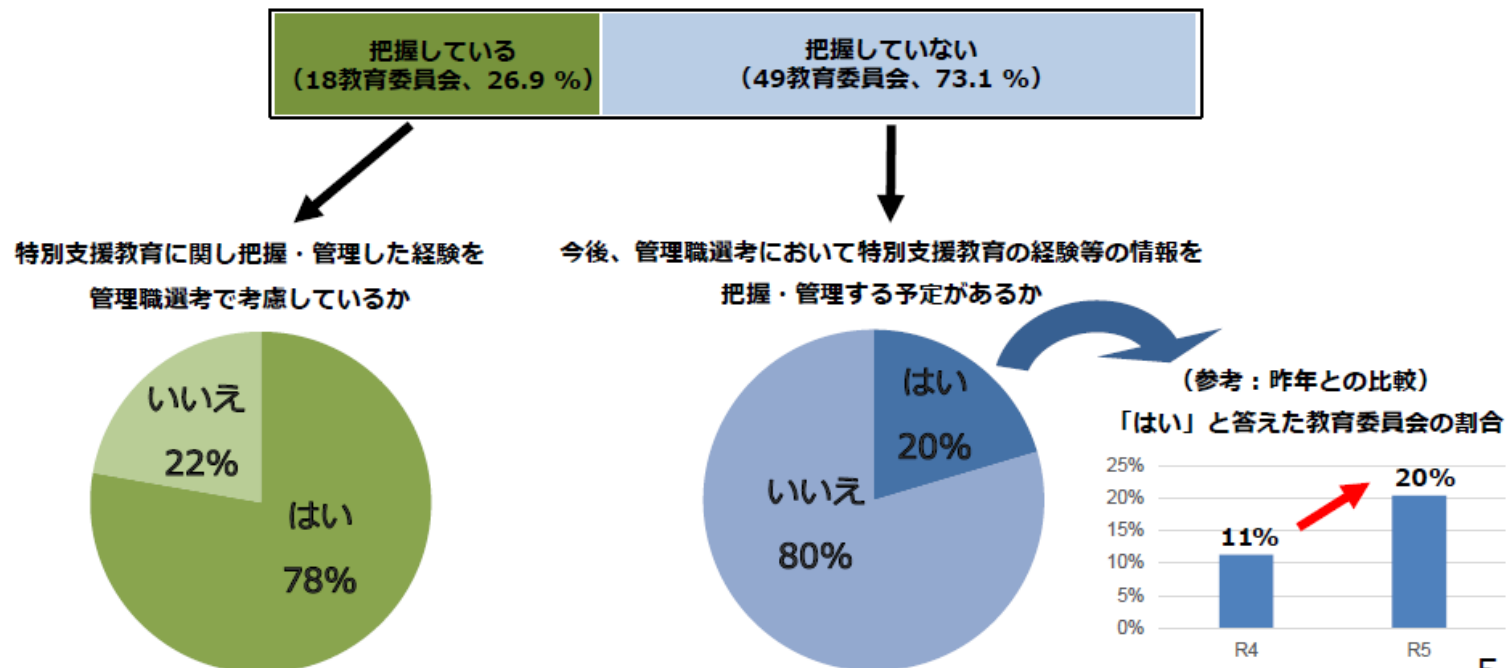
(令和5年4月1日現在)



- 管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会の数は18で、全体の約3割。うち、把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約8割。
- 管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会の数は49で、全体の約7割。うち、今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約2割。

管理職選考において、特別支援教育の経験等（※）の情報を把握・管理している教育委員会の割合

※特別支援教育の経験等：特別支援学級担任、特別支援学級の教科担任、通級による指導の担当、特別支援学校における指導、特別支援教育コーディネーターの経験



3. 在学（学びの場における）段階

(2) 教職員関係 教員の不足（報道より）

- 「発達障害児らへの通級指導、人手不足で「待機児童」も 教員ら危機感」『朝日新聞デジタル』（令5.3.3）

「発達障害などにより学習や行動面で困難がある子どもが増える中、通常学級に在籍しながら、一部の時間を別室で学ぶ「**通級指導**」に注目が集まっている。個々の特性に応じた丁寧な支援として国も推進するが、**自治体によっては教員不足で「待機児童」まで出ているところもある。**」

- 「特別支援学級の教員不足が顕著に 通常学級に先生を取られ、欠員のまま新年度スタート」『AERA dot.』（令5.12.17）

「4月の始業式に「担任の先生がいない」という事態に驚かなくなった。年度の途中で担任が代わることも珍しくない。**慢性化する教員不足。そのしわ寄せが最も表れているのが特別支援教育の現場だ。**なかでも、小中学校に併設された「**特別支援学級（以下、支援学級）**」や、**通常の学級に在籍しながら週に数時間、障害に応じた指導を受ける「通級指導」での教員不足が顕著になっている。**」

3. 在学（学びの場における）段階

(2) 教職員関係 教員の不足（参考）

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態



- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■ 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時的任用教員		非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
					うち産休・育休代替教員等		
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

■ 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時的任用教員		その他	合計
				うち産休・育休代替教員等		
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

（注1）表中の（）内は合計に対する割合を表す。

（注2）「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

（出典）「教師不足」に関する実態調査（文部科学省、令和4年1月）

・小中学校の学級担任に比べ、特別支援学級の教員、特別支援学校の教員は、臨時的任用教員（非正規教員）の割合が高い
・「通級による指導」については不明

3. 在学(学びの場における)段階

55

(2) 教職員関係 高等学校での通級指導を行う教員の不足

高等学校における「通級による指導」の実施状況(令和2年度実績)



1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,400人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,300人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒1,100人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかった」(40.8%)、「その他」(34.5%)、「加配がつかず、巡回通級・他校通級の調整も出来なかったため」(16.5%)の順に多い。

(1) 「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(2) (1)のうち、実際に「通級による指導」を行った生徒の数	(3) (1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】
2,400	1,300	449
		イ. 本人や保護者が希望しなかったため
		ロ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため
		ハ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため
		ニ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため
		ホ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため
		ヘ. 特別的教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため
		コ. その他
		181
		2
		8
		0
		81
		379

※「その他」：不登校、転校・退学、令和3年度から行う予定など

調査結果の詳細(文科省HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1402845_00005.htm



3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員301人(R4年度実績。昨年度比47人増)に必要な経費を措置。

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・公表

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

通級による指導を行う教員の不足は、高等学校段階でも

⇒特別支援教育が後回しにされているおそれ?

3. 在学（学びの場における）段階

56

(3) 学校施設のバリアフリー化 取組の現状

- 令和2年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」）改正。公立小中学校等施設が一定規模以上の建築等をするときのバリアフリー基準への適合義務付け（既存の建築物も基準への適合の努力義務）
- 文部科学省、「学校施設バリアフリー化推進指針」改訂（令2.12）。同月、公立小中学校等におけるバリアフリー化について、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を策定
- 令和3年度より、市町村等が行う公立小中学校等の既存施設におけるバリアフリー化工事について、一定の要件を満たす場合の国庫補助割合を1/3から1/2に引上げ

3. 在学（学びの場における）段階

57

(3) 学校施設のバリアフリー化 R4時点の状況

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標
バリアフリースイレ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%に相当
	屋内運動場	36.9%	41.9%	
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する
		屋内運動場	74.4%	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%	
		屋内運動場	57.0%	
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%に相当
	屋内運動場	65.9%	70.5%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約76%に相当

4. おわりに（私見）

58

- ➡ 政府として、よりインクルーシブな教育に向けて取組を進めているものもある。しかし、十分とは言えない。
- ➡ よりインクルーシブな教育の推進に向けて、国会が果たしうる役割は何か？

（これまでの例）

- ①定員内不合格の実態調査に関する質疑
- ②特別支援学校設置基準の策定に関する質疑
- ③高校入試において生理による体調不良も追試対象とすることに関する質疑

参考文献（出所として記載したもの以外）

59

- 竹内健太「特別支援教育に係る主な論点― 15 年目を迎える特別支援教育の現状と課題 ―」
『立法と調査』No. 430（令2.12）
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2020/pdf/20201218080.pdf
- 立花直樹ほか編『特別支援教育と障害児の保育・福祉』（ミネルヴァ書房、令和5年）

補足(私見)

60

- (全ての子ども及び教員にとって) インクルーシブ教育の方が「より良い」と感じられるようにするには？
 - 例1：現在の小中学校の教員配置（原則）
 - ・ 特別支援学校は1学級6人
 - ・ 特別支援学級は1学級8人
 - ・ 通級による指導は児童生徒13人につき1人の教員
 - ・ 通常の学級は1学級35人～40人
 - ⇒ (特別支援教育支援員などの配置はあるものの) 共に学ぶ環境を整えようとするほど、教員配置が手薄くなるパラドクス (を解消する必要)
 - 例2：子どもがインクルーシブな教育環境で学ぶことの価値・意味を、子どもや保護者、教員や社会が理解していく必要

(了)